

◎店舗改装費補助の対象となるもの

- (1) 天井、壁、床等の内装、塗装を主なものとする。
- (2) 内装工事に附帯するコンセント配線、照明取付工事等の電気工事及び給水排水工事を含むものとする。
- (3) 外装工事については、店舗の塗装及び店名の看板等の外観工事を含むものとする。
- (4) 店舗と一体となって使用する厨房設備、冷暖房設備費用を含むものとする。
- (5) 店舗兼用住宅の場合は、店舗部分と住居部分を分離するための壁、出入口、トイレ等の新設を含むものとする。
- (6) 償却資産となる備品（耐用年数が1年を超え、取得価格が10万円を超えるもの）
- (7) 什器類は除くものとする。ただし、建造物に附帯するカウンター及び陳列棚の設置は含むものとする。
- (8) 建造物自体を強化する費用は除くものとする。
- (9) 従前の店舗使用者又は店舗所有者の残存設備の撤去費用は除くものとする。
- (10) 引越し費用、退店の際の撤去費用その他雑費は除くものとする。
- (11) 前各号に定めるもののほか、業種の特性により、特に必要があると認める費用を含むことができるものとする。